

東予・洋風焼き鯛めし普及協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、東予・洋風焼き鯛めし普及協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、洋風焼き鯛めし提供店舗（以下「提供店舗」という。）並びに東予地方局管内市町等の関係機関が連携の上、認知度向上や誘客促進に取り組むことにより、洋風焼き鯛めしを本県の鯛めし文化の一つとして地域に定着させ、その発展を通じて地域の振興を図っていくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 洋風焼き鯛めしの地域浸透と食文化への定着に関する事業
- (2) 洋風焼き鯛めしをフックとした東予地域への誘客促進に関する事業
- (3) 店舗の販売力向上と関係者の連携ネットワーク構築に関する事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関の委員及び第5条第2項の規定により会長が委嘱する提供店舗の委員をもって組織する。

(委員)

第5条 県及び市の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 提供店舗の委員は、新居浜市、西条市及び四国中央市に所在する提供店舗を代表する者各1名、計3名とし、会長が委嘱する。
- 3 県及び市の委員に異動があったときは、その後任者をもって充てる。
- 4 第2項の委員について変更の必要が生じたときは、従前の委員はその職を失い、会長が新たに委嘱する者をもって充てる。

(アドバイザー)

第6条 協議会に、取組に関し知見及び実績を有する専門家をアドバイザーとして置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、会長の求めに応じて会議に出席し、又は協議会の運営及び事業の実施に関し必要な助言を行うものとする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。

(任期)

第8条 役員の任期は、翌年度の最初の会議までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第11条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、書面表決者は、前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

2 会長が必要と認める場合は、委員に対し、書面により賛否を求め、その回答をもって、会議の議決に代えることができる。

(店舗ミーティング)

第12条 協議会は、提供店舗相互の連携強化並びに協議会事業の円滑な実施を図るため、提供店舗との情報共有及び意見交換の場として、店舗ミーティングを開催することができる。

2 店舗ミーティングには、県から登録札を提供している店舗のほか、会長が必要と認める関係者の出席を求めることができる。

3 店舗ミーティングにおける意見は、行政及び協議会が運営する事業のほか、協議会で審議する議案等の参考とする。

(経費)

第13条 協議会の運営及び事業に要する経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

ただし、初年度は協議会設立日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 その他協議会の会計に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、東予地方局地域産業振興部地域政策課において処理する。

(その他)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 5 月 25 日から施行する。

別表（第 4 条・第 5 条関係）

組織名	役職名
愛媛県東予地方局	地域産業振興部長
新居浜市	経済部長
西条市	産業部長
四国中央市	地域振興部長